

## 商 品 概 要 説 明 書

令和 6 年 10 月 1 日現在適用中

1. 商品名	・ニューライフサポートプラン リフォームローン
2. ご利用いただける方	・20歳以上65歳以下、完済時76歳未満で安定収入のある方（パート・アルバイトも可とします） ・当金庫営業区域内に居住または勤務している方 ・保証会社の保証が受けられる方
3. お使いみち	①リフォーム資金 ②住宅購入に伴う諸費用 ③住宅購入関連の一部資金 ④リフォームローン借換資金
4. ご融資方法	・証書貸付
5. ご融資金額	・上記、3. お使いみちに応じて（1万円単位） ①10万円以上2,000万円以内 ②10万円以上300万円以内 ③10万円以上700万円以内 ④10万円以上1,000万円以内、かつ借換対象ローンの残債以内 ただし、インターネットによる申込については上限1,000万円以内となります
6. ご融資期間	・上記、3. お使いみちに応じて ①1年以上20年以内 ②、③1年以上15年以内 ④借換対象ローンの残存期間+3年を上限（最長15年） ※複数のお使いみちとなる場合は最長15年以内となりますが、借換を含む場合は、④のご融資期間となります
7. ご返済方法	・毎月元利均等返済（ご融資金額の50%以内までボーナス返済を可とします） ※毎月5日、15日、25日のいずれかの日を選択していただきます ※店頭にて返済額を試算いたします
8. 保証会社	・ぎふしん信用保証㈱ または ㈱オリエントコーポレーション
9. 担保・保証人	・必要ありません
10. ご融資利率	・変動金利（保証料含む） ・最新の基準金利については、「個人ローン利率一覧表」または店頭にてご確認ください
11. 金利優遇	・以下に該当する場合、基準金利から金利を優遇させていただきます ①お取引優遇（当金庫で給与のお受取または住宅ローンのお借入をされている方） ・・・年1.000%優遇 ※給与のお受取は毎月5万円以上に限ります ※対象となる住宅ローンは、当金庫の有担保型住宅ローンに限ります。無担保型マイホームローン、フラット35等は対象になりません ②エコ・介護等バリアフリー優遇・・・年1.000%優遇 ※エコ：太陽光、ヒートポンプ、エコキュート、家庭用燃料電池（エネファーム等）、エコウィル、エコジョーズ等の設置資金 ※介護等バリアフリー：手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸ドアの改修等の工事 ※借換資金も対象となります ③「当金庫が指定する国や各自治体の事業に関する制度」に登録または認定された企業の従業員の方で、お申し込みの際にお申し出いただいた方・・・年1.000%優遇 ※①、②、③は併せてご利用できますが、最大で年1.500%の優遇とさせていただきます
12. 団体信用生命保険	・ご希望により当金庫が契約している保険会社の一般団体信用生命保険またはがん特約付き団体信用生命保険にご加入いただけます ただし、完済時70歳を超える場合は原則、団体信用生命保険に加入いただく必要がございます ※一般団体信用生命保険にご加入いただく場合は、ご融資利率に年0.30%上乘せとなります ※がん特約付き団体信用生命保険にご加入いただく場合は、ご融資利率に年0.50%上乘せとなります

13. 必要書類	<p>①本人確認資料 運転免許証または健康保険被保険者証またはパスポート</p> <p>②所得証明資料 給与所得者：所得証明書または源泉徴収票 個人事業者：納税証明書（その1、2）または確定申告書</p> <p>③資金使途確認資料 土地、建物不動産登記簿謄本（お借入金額が300万円以上の場合） 見積書、請負契約等・工事の完了を確認できる資料 該当物件の住宅ローン申込書写し（一部資金の場合） 借換対象ローンの残高、当初資金使途、ご返済履歴の確認できる資料（借換資金の場合）</p>
14. 事務手数料・保証料	<p>・事務手数料、保証料（ご融資利率に含んでいます）は、別途お支払いいただく必要はありません</p>
15. 変動金利の仕組み	<p>・融資実行後のご融資利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「基準日」という）の当金庫住宅ローンプライムレートを基準として見直しを行います</p> <p>・変更後の借入利率は、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします</p> <p>・ご融資利率に変動があった場合でも、一定期間は返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、返済額については、ご融資後2回目の10月1日を基準として見直しを行います 以降も2年毎に同様の見直しを行います。変更後の返済額は変更前の1.25倍を上限とします</p> <p>・最終回返済日に借入金の一部および未払利息等が残る場合は、一括して返済いただきます</p>
16. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、058-265-1151）で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください</p>
17. その他	<p>・ご不明な点につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル（0120-6388-03）までご照会ください</p> <p>・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください</p>